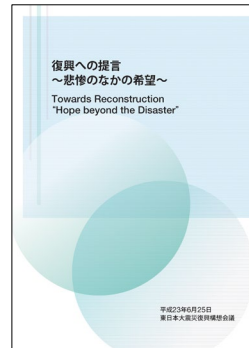


2. 基本法に基づく措置等（1章・2章）

■ 経緯・概要

- 緊急災害対策本部（3月11日）、現地対策本部等（同12日）、被災者生活支援特別対策本部（同17日）設置
 - ・ 救出・救助活動、緊急交通路確保、避難所の生活環境改善、市町村への職員派遣、災害廃棄物処理、応急仮設住宅の供与、海外からの支援受け入れ等を実施
- 原子力災害対策本部・現地対策本部（3月11日）、原子力被災者生活支援チーム（同29日）設置
 - ・ 被災者の避難・受入先の確保、被災地周辺地域・避難所への物資の輸送・補給、被災者への被ばくに係る医療等の確保、環境モニタリングと情報提供等を実施
- 東日本大震災復興構想会議の設置（4月11日）
 - ・ 復興構想7原則（5月10日）
- 復興基本法制定・復興対策本部設置（6月24日）
 - ・ 基本理念、復興基本方針、復興債の発行、特区制度整備、復興対策本部、構想会議、復興庁設置の基本方針等を規定
- 構想会議の提言（6月25日）
 - ・ 「減災」の考え方、地域類型と復興のための施策、市町村主体の復興、特区手法活用、臨時増税措置の検討、地方負担の軽減、「新しい公共」、記録と伝承等を提言
- 復興基本方針を決定（7月29日）
 - ・ 復興期間：10年間、
当初5年間を「集中復興期間」
 - ・ 事業規模：5年間19兆円程度



■ その後の防災対策の強化

- 防災対策推進検討会議（後継として、省庁横断的な課題を議論する防災対策実行会議）の設置
- 災害対策基本法の改正、大規模災害復興法の制定等

■ 主な評価・教訓

- 東日本大震災は防災の新たな試みを根付かせる教訓を生んだ。今後は「減災」、「いかに人命を守るか」といった観点からの対策が重要である。
- 復興としてそもそも何をすべきだったのかという点が弱く、毎年事業という観点に陥り、事業の達成度評価はなされても、あるべき復興の姿から見た評価がなされなかった。
- 復興の目標として、被災者が「復興したと感じている」という主観を客観的に計測すべきとの意見もある。
- 復興の定義・指標を整理し、事業の継続・完了を判断する場が必要との意見もある。
- あらかじめ「復興はここまで」と示し、その先は社会保障等の一般施策で受け止めること、復興として目指すものが何かを考えることが重要との意見もある。
- 初動対応等が復旧・復興への移行にあたってボトルネックとなり、市町村のキャパシティで復興に差が出たとの指摘もある。
- 地方公共団体を越えて、地域や事業に優先順位をつけて復興を進められる第三者的な主体が必要との意見もある。
- 復興財源フレーム等の期間を当初10年間としたことが、丁寧な合意形成の足枷になったとの指摘があった一方、期限があるから合意形成に至ったという評価もある。
- 復興期間を考えるときには、余震活動による被害に対してどのように支援をするのかという観点も重要との意見もある。